

第三十九回国会 参議院法務委員会 會議録 第四号

昭和三十六年十月十七日(火曜日)
午前十一時三十五分開会

委員の異動

本日委員迫水久常君及び高田なほ子君
辭任につき、その補欠として徳永正利
君及び亀田得治君を議長において指名
した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 井川 伊平君
増原 恵吉君
松澤 兼人君
大谷 肇君

委員

青田源太郎君
大川 光三君
徳永 正利君
林田 正治君
大森 創造君
亀田 得治君
辻 武壽君

國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

政府委員

法務大臣官房司 津田 実君
法法制調査部長 竹内 寿平君
法務省刑事局長 内藤 頼博君
事務次長 長井 澄君
事務総局長 第一課長

事務総局 守田 直君
人事局長 西村 高兄君
常任委員 西村 高兄君
会専門員

○本日開議に付した案件
○裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣送付、予備
審査)

○檢察官の俸給等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣送付、予備
審査)

○檢察及び裁判の運営等に関する調
査
(被疑事件の処理状況に関する件)

○委員長(松野孝一君) ただいまから
法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告
いたします。十月十七日付、迫水久常
君辭任、徳永正利君選任。以上であり
ます。

○委員長(松野孝一君) 裁判官の報酬
等に関する法律の一部を改正する法律
案、及び檢察官の俸給等に関する法律
の一部を改正する法律案を一括して議
題といたします。

では、ただいま出席の当局側は法務
省の津田司法法制調査部長、最高裁の
内藤事務次長、同じく守田人事局長で
あります。

これより質疑に入ります。御質疑の
おありの方は順次御発言下さい。

○井川伊平君 御質問申し上げます
が、御出席の政府委員の方でなだでも
お係りの方の御説明をちょうだいいた
したいと思ひます。

今回のただいま上程されております
阿法律案の骨子は、提案理由に説明さ
れているように、人事院勧告の趣旨に
かかみ、一般政府職員の給与を改善
しようとする一般職の職員の給与に関
する法律の一部を改正する法律案がす
でに提出されているので、これに伴っ
て一般政府職員の例に準じて裁判官、
檢察官の給与を改善しようとするもの
で、今回の改正点に関する限り特に問
題とすべきものはないのであるが、裁
判官の報酬が現在特に問題とされてい
る訴訟遅延と密接不離の関係にあるた
め、この際次の点が検討されなければ
ならないと思ひまして質問をいたしま
す。

一、訴訟遅延の最大の原因は、裁判
官の絶対数が不足しているためである
と当局はしばしば言明されているが、
欧米諸外国と比べ、その人口比あるい
は裁判官一人当たりの負担件数等の点
でどのようになっているのか、また訴
訟遅延の現象を解消するためにはどの
程度の増員を必要とするのか、また充
員方法をどうしようとするのか等の点
について、研究ないし計画されたもの
がありますならば、この際承っておき
ます。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼博
君) ただいまの御質問にございまし
たように、裁判官の数が今日不足して

おりますことは御指摘のとおりでござ
います。日本の現状が諸外国に比べて
一体どういう状況かという御質問でござ
います。これを人口との比例にお
いて比べてみますと、まあ大体欧米諸
国の裁判官の数は日本の十倍見当とい
うことが言えるのでございます。もち
ろん、これは各国によりましてその法
制を異にしております。したがいまし
て、裁判官と一口に申しましていろいろ
異なる種類があり、国によって制
度が違うわけでございますけれども、
裁判所で事件を裁判するという仕事に
当たっております者すべてを数えます
と、そういったような数になるわけで
ございます。特に英、米におきまして
は非常に多数のいわゆる治安判事とい
うものを持っております。比較的軽
微な事件を処理しておるわけございま
す。ドイツにおきましては区裁判所
というものが非常にたくさんございま
して、やはりこれも小さな事件を多く
の裁判官が処理しておるわけございま
して、まず大体私どもの計算では、
人口との比較におきましては、調べま
すと十倍見当になっておるということ
が申せるのでございます。で、負担件
数でございまして、この点につきまし
ては、やはりこれも法制の違いからい
ろいろ事件の種類も違ひますし、これ
はちょっと私も係数が手元にござい
ませんので御説明いたしかねますが、
大体私どもは人口との比較において裁
判官の数というものは考えていいの

じゃないかというふうに考えているわ
けでございます。

そこで、こういった日本の裁判官の
不足の現状におきまして、どうしても
やはりそれが訴訟遅延の原因になって
いるということは明らかであると申さ
ざるを得ないのでございます。そこで
その対策として一体どうすればいいか
ということになるのでございます。現
在私どももいたしましては、裁判官が
忙しい、負担が多いと申しまして、も
実際にどう忙しいのか、どういう仕事
をしてどう忙しいのかということにつ
いての実態を十分に從來把握しており
ませんので、ただいまそういった裁判
官の職務自体についての実態の調査を
いたしております。これは大体全国の
裁判所に行なうのも容易でございませ
んの、いろいろな大きさにございませ
ん。代表的な裁判所を十カ所所定して選
びまして調査をいたしているわけござ
います。これがことし中にはその調査を
終わります。裁判官の忙しさの実態
が判明いたしますし、その過重な負担
の内容が明らかになると存じます。そ
ういった調査の結果を待ちまして、裁
判官の職務内容の再検討、あるいはそ
れに基づくとする増員の要求という
ことが具体的に出てくると存するわけ
でございます。もう一面私どもが考え
なければならぬのは、その足りない
裁判官で一体どうしたら事件を最も能
率的に処理し得るかということござ
います。それにはやはり審理の充
実、すなわち最も能率的な法廷におけ

る審理という方式を考えなければなら
ません。さらに公訴制度、上告制度も
十分に考えまして、最も少ない裁判官
で最も能率的に合理的に事件が処理さ
れ、国民の信頼を得るような手続とい
うものを考えなければならぬと存じ
ております。この点につきましても、
御承知のようにまず第一審の充実、集
中審理あるいは審理の充実ということ
を年来考えているわけで、これも順次
軌道に乗っているわけでございます。
そういった不足に対する面の対策を講
じながら、一方やはりこれは増員を考
えなければならぬわけでございま
す。これにつきましては、終戦までは
御承知のように司法官試験という制度
がございまして、判事、検事に任官す
る希望者は高等文官の司法試験をパス
いたしました。司法官試験を命じられ
たわけでございます。この司法官試験
は相当の希望者がございまして、その
中から選ばれて司法官試験を命ぜられ
る、毎年おそく百人ぐらゐと存じま
すが命ぜられる、それが裁判所、検察
庁におきまして一年半の修習を経まし
て、判事あるいは検事に任命されたわ
けでございまして、ところが終戦後憲法
が変わり、裁判所の制度が変わりまし
て、この司法官試験の制度も廃止され
ました。御承知のように今日は司法修
習生の制度をとっているわけでござい
ます。この司法修習生と申しますのは、
これも御承知でございまして、
が、従来の司法官試験、同時にやはり
弁護士試験というものを一つにいたし
まして修習の制度を立てたわけでござ
います。そこで裁判官になる希望の
者、検察官になる希望の者、弁護士に
なる希望の者も一緒に司法修習生とし

て二年間の修習をいたすことになった
わけでございまして。結局これは二年の
修習を終わりましたときに裁判官を希
望し、検察官を希望しあるいは弁護士
を希望するということが具体的にき
まりまして、そうしてその中から判事
補に任命される、あるいは検事に任命
される、あるいは弁護士になるという
ことになったわけでございまして。こ
ういった制度になりました関係上、修習
を終わりますまで、自分が弁護士にな
ろうか、裁判官になろうか、検察官に
なろうかということは全くその人たち
の自由にかまされておるわけでござい
ます。したがって、今日のいろいろの状況や
若い人たちの考え方によってそれが決
定されているわけでございまして、ま
あ私も裁判所におりまして期待す
るほどの希望者が判事補に得られない
ということが実情でございまして。もう
一方裁判官の制度が変わりまして、判
事補の上に、判事補を十年いたし
ますと判事になります。この判事にな
るためには判事補十年のほかに、ある
いは弁護士、検察官十年の経験を経た
人を任命することになっております
が、一体それではこの判事に弁護士や
検察官から希望者があるかと申します
と、これがやはりなかなか得られない
現状でございまして。

こういって現状でございましてけれど
も、今日の法制のもとにおきまして
は、何といたしまして判事はやはり
弁護士から、あるいは検察官から得る
という道を開かなければなりません。
また判事補も先ほど申し上げましたよ
うな制度のもとにおける司法修習生の
中から得なければならぬわけでござ
います。これにつきましては、やはり
裁判官の待遇、――待遇ばかりではご
ざいせん、いろいろ条件がございま
すけれども、待遇であるとか、あるい
は裁判官の執務の環境であるとか、あ
るいはそういうような面についての手
当を必要とするわけでございまして、
これにつきましては私もいろいろ
検討いたしております。ことに法務省
あるいは弁護士会の方々と機会があ
ればそういう問題について検討を重ね
ている次第でございまして、なかなか
なかこれが一挙に解決し得ない、その
ために今日は裁判官不足の現状にある
わけでございまして。これは私も何と
してもそういう方向において解決し
なければならぬ問題だと考えている次
第でございまして。

○井川伊平君 ただいまのお答えで大
体その点については要領を得たわけで
ありますが、しかし裁判官何名をもつ
て定数とするかという事柄については、
ふやせばいいのだというだけではな
し、先進の諸外国では非常に迅速に行
なわれているのが、日本においては非
常に遅延をする、その原因は担当する
一人当たりの事件数が非常に多いので
あるとするならば、これはもう改善の
余地はない、人をふやすばかりに道がな
いことである。担当事件数が多いので
はないけれども、実際に仕事をする仕
事のやり方あるいは環境、そういうもの
のためにおくれるのであるとするなら
ば、大いに反省し改良を加えなければ
ならぬということであって、数をふや
すというだけでは足りないようであり
ますから、この点は十二分に御研究を
賜わりたいと存じます。

次にお伺いいたしますことは、ただ
いまもお話のありましたように、裁判
官の供給源と申しますか、裁判官を採
用するのは弁護士とそれから司法修
習生とからであります。そのいずれ
からの志望者も満足するに足る数に達
することができない。この現状は今回
の報酬、俸給を増額するということ
によって、判事になりたいという志望者
の数がふえるというように見通しがあ
るかないか、見通しがないとするなら
ば、現在の定数を満たすことのできな
い現状をどうしても満たさねばならぬ
と思うが、その満たす具体的な考え方
はどういう点にあるのか、この点を二
点、簡単に伺い申し上げておきま
す。

○政府委員(津田実君) 今回の二法律
案によりまして若干の裁判官の報酬、
検察官の俸給の改善がなされるわけで
ございまして、これは御承知のとおり
人事院勧告に基づきまして一般職の給
与に関する法律の一部を改正いたしま
すことに準じまして改善をいたすわけ
でございまして、この法律案の内容に
よって裁判官に対する待遇が根本的に
改善されるという性質のものではない
わけでございまして。もとより裁判官の
待遇の問題につきましては、かねてか
ら種々の検討なり研究なり調査をいた
しておるわけでございまして、今日そ
の点につきまして、画期的な根本的な
改善を要するという結論には到達して
おるわけでございましてけれども、具
体的にしかばいかなる形において、い
かなる程度に、いかなる標準をもって
行なうかということにつきましては、
いまだ具体案を得ていないのが現状で
ございまして。もとより、この現在の裁
判官の定員につきましても、不満足な
点が多々あるわけであり、さらに、そ
の定員の充足すら困難であるという現
状については、十分の認識を持ってお
るわけでございまして。けれども、こ
れらの裁判官の充員が困難である。し
たがって、裁判官の定員の増加が困難で
あるという原因に至りましては、はな
はだ複雑なものとあると言わざるを得
ないというわけでございまして。

その二、三の点を申し上げるわけで
ございまして、まず、裁判官の報酬の
問題、これが主として裁判官の給源に
なる法曹の中において、いかなる地位
を占めているかということでありま
す。現在、裁判官は法曹一元の理想を
実現するためには、在野法曹、あるいは
当事者たる検察官から選ばれべき
であるのでありますが、検察官の給与
につきましてはさておきまして、弁護
士の現在の所得と裁判官の報酬との間
には、格段の相違があるということが
言われておるわけであります。その点にお
きまして、新たに修習生から任官し、あ
るいは弁護士となろうとする者にお
いて、少なくとも弁護士のほうが魅力が
あるということが出てくるわけで、そ
の点で裁判官になり手が少ないとい
う一つの原因があるわけでございませ
う。これは裁判官の仕事の内容の問題につ
いていろいろの問題があるわけであり
まして、裁判官の仕事そのものに、は
たして現在の司法修習生、すなわち若
い法曹志願者の魅力があるかというこ
とが問題になるわけであります。現在
の裁判官におきましては、あまりに日
常の仕事が複雑多岐にわたっており
いうようなことでありますので、裁判
官のなすべき職務の範囲というよう
な点についても、相当の整理と申しま

か、整理を加える必要があるというところが考えられるわけであります。これは、主として訴訟法等の問題、あるいは裁判官に相当の補助者を付するといふようなことも考えなければならぬわけですが、そういう意味におきまして、裁判官の職務そのものに魅力を持たせる、現在のように、裁判官が仕事におぼれると申しますが、用語はまづいかもありませんが、おぼれて、自分の本来なすべき修養等に時間をさくことが非常に困難であるという実情は、やはり裁判官に対する魅力を失わせる多くの原因の一つであるといふふうに考えられます。

それからもう一つは、やはり裁判官の任地その他の問題であります。弁護士でありましたら、みづから好んだ所に事務所を設けて弁護士の業務を営むことができるわけでありまして、けれども、裁判官はそれが認められない。少なくとも、裁判官におきまして、任地にある程度の保障はありますけれども、これは、一たん任地いたしました以上、特別の事情がない限りは、それぞれの任地におもむくべき必要があることは当然でありまして、やはりその義務はあるものとなるわけでありまして、そういう点で、子弟の教育とか、そういう面に非常に困難を感じるというふうな事情がありまして、そういうこともやはり裁判官に対する魅力が減殺する原因となると思ふのであります。したがって、これらの諸原因をいかにして除去するかということの問題に結局帰着してくるということに考えられるのでありまして、その原因の一つ一つを除去する何らかの方法をとらなければならぬわけでありま

すが、これにつきましては、やはり裁判官の仕事なり、その地位についての一般国民の認識というものが得られなければ、とうていその満足な実現は困難であると考えられますので、それらといわば一般大方の方々の認識を得るということに努力をしなければならぬといふふうに考えておるわけでありまして、それと同時に、いかにして技術的に加ふような、いわば裁判官の魅力を減殺する諸要素の除去ができるかということについては日夜その研究をいたしておる次第でございます。

なお、具体的充員の問題につきましては、最高裁からお答えを願いたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 司法修習生からの裁判官志望者の実情というお尋ねがございましたので、ちょっと申し上げます。

昭和二十四年度から昭和三十六年度までの司法修習生から判事補になりました者の数は、多いときは昭和二十五年の百六名、少ないときは昭和二十九年の四十五名という、数には多少の出入りがございますけれども、合計いたしますと九百三十名でございます。年間平均いたしますれば、毎年七十一人半、これを全体の修習生の年間平均との比をとってみますと、二八%だけ判事補になるということになるわけでございます。それから弁護士から判事に――判事が裁判官の中核でございますので、弁護士から第一線の判事に任用された者が何名おるかということでございますが、これは昭和二十三年から三十五年までの分を考えますと、昭和二十三年、二十四年は四十名程度になつて非常に多い。しかし以下順次減

少して参りまして、昭和三十四年、三十五年は年間七名程度になつております。二十三年から三十五年までを合計いたしますと百七十三人になつております。年間平均十三人程度になつております。

以上でございます。

○井川伊平君 ただいまの御答弁によりまして、弁護士から判事になろうとする者の希望がだんだん薄らいで参つておるようでありますが、長い間弁護士をしておりまして、判事になりまして、判事として恩給年令に達するようにな長期にわたる奉職は困難である。だからそういうような意味合いで、初めから長い間判事をしておる人と、弁護士から上がった、判事を勤めてやめた人との間の老後の待遇というものの非常に大きな開きができてくる。こういうことが弁護士から判事になろうとする熱意を持つ人が出てこないというやうな原因の一つであらうかと存じますが、そういう点はどうかと存じますが、そうであるならば、何らかそれに対する救済の方法として、弁護士から判事に任官いたしました者等につきましては、短期年金受給資格の付与の特例を何か設ける必要があるのではないかと、こういうふうにも考えられますが、これらの点につきましての御意見を伺ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 弁護士から裁判官になる人数が非常に少ないというその一つの原因に、やはりたゞ御指摘のように恩給年金といたしたうなものが、あるいは退職金といたしたうなものが非常に裁判官として在官年数が少ない関係上わずしか支給されない。そのために自分の地

盤を捨てて裁判官になつていくといふやうな決意を鈍らしておるということも御指摘のとおりでございます。私どももいたしまして、現在の退職金制度が在職年数が長くなければ有利にならない、それから恩給制度もそのとおりでありますので、この点を解決するために、従来からいろいろ財政当局に交渉して参りましたし、現に交渉しつつあるわけでございます。できれば弁護士としての職務をとった年限の何分の一かを在官年数として組み入れて、退職金を計算する。それから恩給年金のことでございますが、現在では、昔のようにいわゆる恩給という制度がなくなりまして、共済組合法による度で退職年金というものが支給されておる状況でございます。したがって、掛金をしない、よけいの退職金をもらふということになりますと、他人の掛金で不当に利得をするということになるわけでございます。そこで私どももいたしましては、そういう他人の掛金を食ふというやうな状況にならないように、すなわちその部分は国庫で負担するといふやうな扱いで退職年金制度というものを弁護士に有利に解決し得るやうにひとつ考慮してほしいというところで、現在も財務当局及び総理府その他に對しまして、その理解を得るために努めておる状況でございます。

○井川伊平君 そうしますと、その今求めておるという具体的な案の内容といたしまして、今すぐ言えますか。今できなければ、数字にわたることでもありませんし、あとでもよろしいが、

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 詳細なことは申し上げられませんが、とも、要するに裁判官は、御承知のように憲法によりまして十年の任期制でございます。すなわち、一般の行政官吏のように、何年でも続けて在職し得るという制度にはなつておりません。いわゆる十年の任期でございます。したがって、裁判官の報酬はもちろんのことでございますが、退職年金及び退職金などもやはりこの任期制を前提として考えられるべき性格のものだといふふうに私どもは考えております。したがって、たとえば弁護士から裁判官になった人は、一任期すなわち十年勤めたといふことになります。その十年で相当の退職金、相当の退職年金、すなわち現在普通は二十年にして退職年金をもらふことになつておりますが、やはり任期十年を終了いたしましたならば、それに準ずる退職年金を支給されるやうな扱いにしてほしいということを根本的な原則として、それを理解させながら有利に解決したいといふふうに考えております。

○井川伊平君 裁判官の定数が足りないという結果は、どこかの裁判所にきまつただけの判事がいないということになるわけでありまして、これはそういうやうに判事の少ない裁判所といたしましては、大体北海道であるとか、その他僻地の裁判所、そういうところが常に判事が足りないのだ、判事が足りないのは、きのうまでは甲の裁判所が足りないが、今度は乙の裁判所が足りないといったやうに変わつていくものではないか、いつでも足りない裁判所は大体足りないかと思ひますが、これはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

ただいま裁判官の欠員の点をお尋ねでございしますが、裁判官は全体として足りないことは先ほどから申し述べたとおりでございます。ただいまお尋ねの点は、足りないところはいつまでも足りないのじゃないかという点、たとえば東北の仙台高裁管内、あるいは北海道の札幌高等裁判所管内といったような勤務条件が他と著しく違っているようなところ、そういったところは欠員が非常に多く、しかもその欠員が恒常状態になっているのではないかと、うお尋ねと思ひますので、その点について御説明を申し上げますが、大体北海道を中心といたしますならば、各地方法裁判所、家庭裁判所の本庁の定員は大体充足しております。それから支部も甲号支部以上はほとんど充足しております。たとえば札幌地裁管内の岩内支部とか、あるいは函館地裁管内の江差支部とか、寿都支部、旭川管内の紋別、留萌、釧路地裁管内の根室支部、こういったところはもとと一人の判事をそこに配置いたしましたも、事件が非常に少ないので、もったいない、それよりは、ほかの足りないところに充足する方がより合理的だという点がございします。これは本庁からそれぞれ填補することにしたしまして、ここには事件の様子を見ながら定員を置かないでいるという状況でございます。すなわち判事の定員を置いておりません。それはそれぞれ本庁から填補して、そこでいわば巡回裁判みたいなことをやっていると状況でございます。この点を御指摘になったのならば、実は今のような事情でございますので、裁判官を充員しないところが恒

久的になつていっているというのは、こういう点のことではないか、それは今のような事情でございます。それからなお簡易裁判所は非常なへんびなところではやはり欠員になっておりますが、それも実際上そこへ裁判官を派遣することとはなかなか困難でありまして、したがいまして、現在のところでは七カ所ほど札幌高裁管内の判事は填補でまかなつていっている状況でございますが、このうち三カ所は来年の四月には充員する予定になっております。以上でございます。

○井川伊平君 一般的に辺地のところ

に裁判官が行きたがらないという、希望者が少ないという事柄は事実であらうと思ひますが、それらの原因をどういうふうな御研究済みになつていられるのかを聞きたいのでありますが、裁判所の庁舎が非常に古い、それで裁判官が執務する場所としては何か權威にかかわるようなお粗末なものがたくさんある。私の見聞した範囲から申しまして、函館地方裁判所の管轄の中にあります瀧棚の裁判所のごときは、昔村の役場が使つておつたところの庁舎を村役場がもう役に立たんようになりまして、別の村役場の庁舎ができた。そのお古を裁判所がもらひ受けて、相当長い間そこにいる。それは日本の風の当たる非常に海岸に接近したひどいところでありまして、私がそこへ参つたときなどは、風の吹く日だったが、二階へ上がるのは危険を感じる。はしご段がゆれる。板でこさえたはしご段でありまして、へたすると落ちるのじゃないかという不安を与える。それから窓が間に細長い三角、一つの辺が三寸ぐら

いずつとこうあいて締まらない。冬どうするのかと言つたら、新聞紙を突っ込んで雪の降り込むのをふさぐのだ。これは最もひどい例であります。旭川の地方裁判所へ行きまして、釧路の地方裁判所を見まして、相当お粗末である。ああいうところで裁判官に裁判官としての御仕事をしてくれということは無理じゃないのか。そういう方面へ裁判官に行つてくれと言ふことが無理じゃないかと考えます。ことに、また官舎を調べてみても、雪どけになりますと必ず雨が家の中に漏る。向こうでは、すが漏りて申しておりますが、すがという意味はよく知りませんが、氷という意味ではないかと思ひます。雪どけ期になりますと、屋根の雪が日中の太陽熱でとけて流れて大きな雨だれができる。雨だれを基本にいたしまして、そこに氷の山ができる。その氷の山からとけた水が軒端の方から屋根の方に向かって流れるということになる。だからかわらの間、あるいはいろいろそうした屋根をかぶつておられますものの中から逆流して部屋に水が落ちる。これをすが漏りて申しております。そういうものが非常に多い。こういうような庁舎であるとか、官舎であるとかというものに對します当局の思いやりが足らぬのではないかと、こういうようなことも考えられますが、そういう点についてはどういうふうなふうにお考えになるか。予算の御要求についてはどういうふうな御熱意をお持ちで予算の要求をなさるのであるか、こういう点につきまして御意見を承りたいと思ひます。

て、大へん具体的な御意見、御指摘をいただきましたことは恐縮に存する次第でございますけれども、裁判所の庁舎、官舎がただいまお話しのように整備されておらないという実情にございしますことは、私もまことに遺憾とするところでございます。御承知のように、裁判所は全国に非常に多くの庁舎を持ち、官舎を持つていられるわけでございしますが、その整備につきましては、年々私どもとしては努力をいたしておるつもりでございます。全国各地にたゞいま御指摘のような、それほどはなはだしくはなくても、ある程度のはなはだしさを待つと申しますか、現在もうすでに庁舎としてどうかと思はれるような個所が相当数あるのをごさいます。もちろん、この改築ということにつきましては一日もゆるがせにできない問題ではございします。したがしまして、私どもといたしましては、毎年相当額の予算要求をしていられるわけでございします。しかし、実際の問題といたしますと、やはりこれは財政上の制約をの他そういう条件がいろいろ加わりますので、なかなか私どもが思うとおり予算が得られない結果になるわけでございします。まあ、私どもが年々予算の増額に努力いたしまして、御承知のように国会の方々の御尽力もございまして、年々増額はいたして参つていられるわけでございします。ただ、しながら先ほど申し上げましたように、いかに手当てをしなればならぬか、十分にまだ行き届くまでに至らないわけでございまして、現在私どもが実際に改築を必要とする場所、それにつきましてだんだんに改築をしていく

ということにならざるを得ない現状でございます。大体現在の予算のテンポで参りまして、何年かのうちには必ずやそれは整備することになるわけでございしますが、これを一日も早くそういった個所をなくすように、私どもとしては努力したいと存じているわけでございします。

○井川伊平君 ただいまの問題につ

きましては、この夏大森委員及び私、さきの委員長松村氏、三人で北海道各地を回つて見まして、驚いた事実でありますから、そのうちに漸を追うていいたうな御考えもさることながら、もう少し御熱意をもちまして御研究を賜わり、対策に御努力をお願いしたいということをお申し上げておきます。

次に、もう一点お伺ひいたしますが、最近裁判官の報酬について各省連絡会のごときものが設けられ、検討されていると聞いておりますが、連絡会の設けられた趣旨、その構成、及び今日までどういふことを審議しておられるか、その概要、こういうことにつきましてお伺ひを申し上げます。

○政府委員(津田実君) 昭和三十五年度の補正予算案を実質的に決定いたしました閣議におきまして――と申し上げました、これは前回の給与改定の際のごときであります。その際、一般職と裁判官、検察官との給与の關係に對しまして、勧告されました改定額を改定すべきかどうかというこの議論をされました際に、将来の問題をいたしまして、裁判官の給与問題は重要問題であるから、委員会のようなものを設けて検討をしていく、こういうこと

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

裁判所の庁舎、官舎につ

がその当時了解されたわけでございます。で、それに基づきまして、その給与改定がなされた後、すなわち昨年の六月二十一日から、関係各省庁におきまして、この閣議の了解に沿うような連絡会議を開催することになったわけでございます。そのメンバーといしましては、総理府の総務長官、それから公務員制度調査室長、法務省の司法法制調査部長及び人事課長、大蔵省の主計局次長、主計局給与課長、それから最高裁判所事務総局人事局長、同給与課長、人事院給与局長等々、こういう関係各省庁の係官が、まあば常時メンバーといしまして、連絡会議をその六月二十一日以降数回開催いたしておるわけでございます。で、ここにおきます問題は、まず裁判官の給与水準をいかにすべきか、裁判官の給与体系をいかにすべきか、それから裁判官に対する諸手当の問題をいかにすべきか、あるいは裁判官の特別退職手当制度、これは先ほど委員会におきまして御審議をいただいたわけでございますが、その特別退職手当制度をいかにすべきかという問題を中心として議論をして、関係各省庁間において問題点の整備をし、そしてその意見の調整をはかるということが目的でございます。ただいまのところは、今申し上げました項目につきましまして、それぞれ各省庁から意見を述べ、あるいは具体的問題点の指摘を行なっておるわけでございます。で、まだその問題点の個々につきましまして整備をし、意見の調整をはかっておるという段階には至っておりませんが、次回あたりから、さような点に議論が及ぶものというふうに考えております。

司法修習生は各年度によって違いますが、したがって、また、判事補になる人も必ずしも毎年同じ人数というわけには参りません。そこでこの間が六年度までの司法修習生の全卒業者、修了者が三千二百三十五名おるわけでございます。それから判事補になった者が九百三十名おるわけでございます。そういう関係で大体二八%が判事補になったわけでございます。

この給与の問題は財政当局、それから国家公務員に関する事項を政府内部で扱っておりますところの総理府当局、それから司法制度を扱いますところの法務省、それから最高裁判所、それから一般職の考え方をおきまして、まあ一般職の考え方がある程度披露できるといふ人事院、こういうものの集まりで構成をいたしまして、連絡会議をやっておりますわけでございますが、これを設けました主たる事情は、先ほども申し上げましたように、一般職の職員は給与と、裁判官の給与との水準の問題はいかにあるべきかというところに端を発しておるわけでありまして、したがって、もちろん検討の内容自体は、裁判官の給与自体はいかにあるべきかということなんでありまして、それからその水準の比較という問題から出てきておるわけでありまして、ところが、一方、裁判官の給与自体につきましましては、その裏には裁判官の任用制度の問題があるわけでありまして、そこで、この各省庁の連絡会議におきましては、任用制度について議論をする権限はおそらくないということになっておりまして、任用制度については少なくとも当面は議論をしない。したがって、当面の給与の問題を議論

するということに進んでおるわけでありまして、しかしながら、この裁判官の任用制度の問題は、御承知のように法曹一元の理想を実現するにつきましまして、これは法務省、弁護士連合会、最高裁判所、学会等を通じていろいろ研究されておるわけでありまして、したがって、任用制度との関連において裁判官の給与体系を考えると、これは、これはまた、次の段階に当然必要なことであるということになるわけでございます。したがって、当面一般行政職、その他一般の国家公務員との関係において、裁判官の給与はいかにあるべきかということ、裁判官の任用制度が改善された後に、おける給与制度とは、これはやはり関連はありますけれども、当面は別個に考えるべきだということに進んでおるわけでありまして、任用制度の改善の問題は、これは非常に議論が多くなかなか実現に相当の困難があるわけでございますが、それについてはそれぞれ法曹一元の理想に向かつて邁進しようというところになっておるわけでありまして、しかしながら、こゝ一、二年を目標に、それが実現するとはとうてい考えられないわけでありまして、当面の問題としましては、やはり当面の裁判官の給与をいかにすべきか、その問題は結局裁判官の充員が困難である今日をいかに改善すべきかということにつきましまして重要な問題になるというふうに私は考へておるわけでありまして、当面の問題にすべきかということにつきましまして、法務省といしまして十分検討いたし、研究調査もいたしておりますし、

○井川伊平君 よろしゅうございませう。大森創造君 今の井川委員の質問に、第一点は、この判事になる者が少ないということの中で、弁護士から判事になる人が年間四十名、少ないときは七名ということですが、弁護士から判事になるという理由はどういうことですか。逆に、条件の悪い判事になるという弁護士の方々の条件はどういうことなんですか。

○大森創造君 今の井川委員の質問に、第一点は、この判事になる者が少ないということの中で、弁護士から判事になる人が年間四十名、少ないときは七名ということですが、弁護士から判事になるという理由はどういうことですか。逆に、条件の悪い判事になるという弁護士の方々の条件はどういうことなんですか。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

そこで、先ほどのお話の中に、今度の給与の改正は一般公務員に準じて人事院勧告に基づくものですが、そうでなくて、裁判官並びにこういふ特殊な業務に携わる者の給与は特別であるべきであるという考えのもとに、その委員会が昨年六月二十一日にできたというお話ですが、これは別に御研究なんです、裁判所方面で給与の問題は、このことをおっしゃるのですか。去年各省庁の関係課長のほうで構成されている閣議了解によるところの、まだ結論は出ていないが、そろそろ

○大森創造君 今の井川委員の質問に、第一点は、この判事になる者が少ないということの中で、弁護士から判事になる人が年間四十名、少ないときは七名ということですが、弁護士から判事になるという理由はどういうことですか。逆に、条件の悪い判事になるという弁護士の方々の条件はどういうことなんですか。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 今の井川委員の質問に、第一点は、この判事になる者が少ないということの中で、弁護士から判事になる人が年間四十名、少ないときは七名ということですが、弁護士から判事になるという理由はどういうことですか。逆に、条件の悪い判事になるという弁護士の方々の条件はどういうことなんですか。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 今の井川委員の質問に、第一点は、この判事になる者が少ないということの中で、弁護士から判事になる人が年間四十名、少ないときは七名ということですが、弁護士から判事になるという理由はどういうことですか。逆に、条件の悪い判事になるという弁護士の方々の条件はどういうことなんですか。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 今の井川委員の質問に、第一点は、この判事になる者が少ないということの中で、弁護士から判事になる人が年間四十名、少ないときは七名ということですが、弁護士から判事になるという理由はどういうことですか。逆に、条件の悪い判事になるという弁護士の方々の条件はどういうことなんですか。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

○大森創造君 法務委員会の質疑を聞いておりますと、この裁判官の定員の充足の問題がいつでも議題になります。そこでその結果として、その他にもございまして、裁判事務の遅延の問題がいつでも問題になります。遅延の理由としては、今お話のように仕事の内容の点が一つあるわけですが、それから給与の問題もあるわけですが、その他いろいろございまして、私は、それを体系的に関係方面で勉強をして、そして成果を得て、その問題ごとの対策を長期的に立てる必要があるだろうと思ひます。これは御了解のとおりだと思ひます。

海外における調査もいたしておき、現在調査官を派遣いたしておるような状況でもあるわけであります。最高裁判所におきまして、もちろん検討いたしておきまして、私どもも随時いろいろな会合において意見の交換もいたしておるわけでございます。

○大森創造君 今の御説明で大体了解しましたけれども、さらにこれは重要だと思ひますので、念を押してお聞きしておきますが、今年の六月二十一日に、一般的な公務員の給与の改訂についての勧告があったというのを契機にして、従来諸外国に比べてこの裁判事務の遅延がはなはだしい。そういうことの理由はいろいろあるにしても、給与の問題が一つものを言うということと、それからもう一つは論理的に、理論的に考えても、法曹一元化の建前からいっても、この職務に従事する人は、本来もっと高い水準になければならないという論理的な、そういう意見があつて、そしてこういう委員会が発足されたのですか。

○政府委員(津田実君) 裁判官の報酬、給与制度の問題につきましては、これは新憲法下の裁判官の報酬はいかにあるべきかという憲法論の問題といたしまして、この憲法改正当初、つまり新しい裁判所発足以来論議された問題であり、その当時すでにある程度の一般行政職に対する優位というものが認められておるわけでありまして、その状況は今日において若干変化はありますけれども、一般職に対する優位ということは、今日においてもなおかつ、相当認められておるわけでありまして、しかしながら、一般職に対する優位を認められながらも、なおかつ、裁判官

の充員が不足である。結局新しい修習生における裁判官への希望者が少ないということとは、何を意味しているかというところになれば、やはりその一つの原因として考えられるのは、やはり待遇の問題であり、待遇の問題ということには、要するに在野法曹のほうが結局において待遇がよろしいということになるわけでありまして、そういうことと、在野法曹との待遇の比較において裁判官の報酬を考へることが必要になってくるわけでございます。これは一般行政職との比較において裁判官の給与を考へるということよりも、むしろ在野法曹がその根源になつてゐるということとを考へれば、その中において裁判官の給与はいかにあるべきかということとを考へざるを得ないということになるわけでありまして、したがって、私もどもいたしましては、この在野法曹との給与所得の格差というものをある程度排除しなければ、とうてい今日の事態を改善できないのではないかと、うふうに考へておるわけでありまして、したがって、その方法はやはり裁判官の報酬の絶対額を上げるよりほか方法がないわけでありまして、まあ、そのほかにいろいろ宿舎の問題でありますとか、あるいはその他勤務環境の問題とか、いろいろございまして、やはりそれらの問題を合せて、在野法曹との比較においてものを考へるといふふうにしていかねばならないというふうな考へておられて、そういう方面に努力を重ねておるわけでありまして、

○大森創造君 これは私も、裁判官になる人は特殊な仕事をやって、非常に優秀な人がわれわれの仲間でも多いのですが、非常に給料が安いというところも昔からの定説になつております。最近では幾分改善されておる。これは閣議の了解によつて法務省やあるいは関係者が言ひ出したこともございまして、とにかく世間の世論が——各省庁の間にこういう空気がびまんして、こういう委員会なり連絡会の発足になつた。これを契機として、今までの不均等な在野法曹——一般の弁護士に比べてもさらに高い水準の給与を獲得できるように、それがかりではございませうが、これがワン・ステップ上昇することになりますから、これは格段にひとつ力を入れて実現せられるように要望いたします。

もう一つお伺いしますが、先ほど井川委員が言われた施設の問題、裁判所の施設の問題、具体的に北海道の瀬棚地区、函館地検ですか、これをお伺いしますが、別紙に今年度の施設について三十六年度の予算要求が書いてありますのをちうだいたしたしまして、この予算要求について全部予算化できれば一番いいことなんです、ただんだん削られて、例年そういう削られていくことがあると思ひますが、そういう場合に予算要求をする裁判所なり法務省のほうでA、B、Cとか何とかマークでもつけておいて、そして、このこととは最小限度今年度に確保して——棒ほど願つて針ほどかなうで、だんだん修正されて施設が充実していくということですか。今年度の予算要求についてはそういう順序がななく、あくまで獲得したいという要求書でございませうか。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼傳君) 最高裁判所の予算のことです、私からお答えいたします。営繕の予算要求は、毎年相当額要求いたしておるわけございまして、ただいま御指摘いたされた庁舎につきましても、新しい営繕要求をいたしておるわけでありまして、私どもとしては、その全額を要求して、あくまで庁舎整備を考へておるわけございまして、現在の段階において別にどれがA、どれがB、どれがCとは考へておりません。私どもとしては全部必要であると考へております。

○大森創造君 当然そうあるべきだと思ひますので、これをがっちり取つてしまふ、予算を獲得するということがございませう、了解いたしました。

○委員長(松野孝一君) ほかに御質疑はございせんか。

○辻武壽君 寒冷地に在勤する検査官、裁判官は、寒冷地手当、石炭手当をもらつておりますか。

○最高裁判所長官代理人(守田直君) そのとおりでございます。それは一般の政府職員と同一でございます。

○政府委員(津田実君) 検査官につきましても同様でございます。

○辻武壽君 寒冷地は、どの範囲が寒冷地になつてゐるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(守田直君) 仙台管内は、ほとんど寒冷地です。その寒冷地手当の支給率は違ひますけれども、たとえば仙台高裁管内は全部寒冷地、札幌高裁管内ももちろん寒冷地でございます。また新潟、長野、いずれもほとんど寒冷地になつております。大体それで御推察願ひますが、それと同じように山陰、北陸も大体寒冷地に指定いたしております。

○辻武壽君 山陰、北陸、それから東北、北海道は、支給率は違ひるのでし

うか。

○最高裁判所長官代理人(守田直君) それぞれ裁判所の所在地によつて違つております。それぞれ級地に分かれておりまして、たとえば北海道全域は五級地、それから青森全域、岩手県、盛岡市、二戸郡、秋田県の平鹿郡、雄勝郡、こういうふうと同じ管内でも特定の地域だけが五級地に指定され、それから山形県は、米沢市、新庄市あるいは町村というふうに分けて、それぞれ指定いたしております。寒冷地によりましてその寒さの限度、それから薪炭の必要程度等が勘案されまして、場所ごとにそれぞれ級地を指定されまして、そうして支給率が変わつておるわけでありまして。

○委員長(松野孝一君) ほかになければ、両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

十月十七日付、高田なほ子君辞任、亀田得治君選任。以上であります。

○委員長(松野孝一君) 次に検査及び裁判の運営に関する調査中、被疑事件の処理状況に関する件を議題といたします。

ただいま植木法務大臣及び竹内刑事局長が出席しております。本件について、亀田君より質疑の通告がありますので、これを許可します。

ていない。理由というのは、たとえば三池の問題についてたくさん告発状が

出ておる、それで忙しい。私はそのときにも申し上げたのだが、そんなことは理由にならぬじゃないですか。三池の事件のこれはあとです、こちらが出しているのは。担当の検事がそういうお答えをするときにはちゃんと三池の事件というものは熊本検察庁にあるわけなんです。その後これよりも急ぐ問題が持ち込まれてきたと、こういうことならそれは話がわかる。いやしくも検事とある者が、ただ何げなしにいつから着手するというようなことを言うわけがないでしょう。着手できる事情があるから言うておるに違いない。普通検事は相当慎重ですからね。できると思ってもちょっとそこらはむしろ伏せておくぐらいです、普通は。それをほっきり告発人諸君にそういうことを言っておきながら、それがうやむやにされておる。この点がまず非常にやばい関係者としては遺憾に思っておる点です。だから刑事局長の御想像でなしに、はっきりとした理由を明確にしてほしいです。いや一月にそんなことを言うたのは軽率だったというのか、あるいは軽率じゃない、これはちゃんと確信があったのだが、その後こういう事情の変化があったのだとか、あるいはそんなことは言うたことがない、こうおっしゃるのか、三つに一つです。だからこんなことが非常にやばい検察の威信を傷つけると私は考えるのですが、その点を特に確かめておられなければ確かめて明確にして下さい。

第二点は、そういうわけで、いつまでも延びるものだから、告発人なり地元労働組合なり、あるいはこれは社会党の県連からも社会党本部に要請

がありまして、その結果、私はまあ中央執行委員の資格で五月二日に熊本地検に参ったわけなんです。福岡の高検にも参りました。地検は非常に消極的な態度で私に説明しましたが、高検のほうは最初に申し上げましたように、それはあなたの申し立てとおりの、これはすぐ地検に注意をします。私と一緒に参った告発関係者を前にして、はつきりそのことをおっしゃっているくらいなんです。まあ、そういうことがあるいは若干影響したのか、五月下旬ごろから担当の苑田検事が相当積極的調査を始めたのです。そうして岩永——岩永というのは前の経理部の会計課の出納係長です。この人とか、あるいは板井教治、これは経理部のやはり会計課の人です。直接お金を扱った人たちなんです。これは一番よく知っているのです。どういふふうにごまかしているか。その人たちは相当内容的に突っ込んで取り調べを始めたのです。これはもう実際に金をお金に扱ったわけですから、その人を調べてくれるならば、これはもうすぐわかることだから、私たち東京で報告も受けて、そういうふうを感じておりました。ところが、七月になりましたと、突然この担当の苑田検事が担任を解かれたのです。そうして伊津野という検事に担当が切りかえられたのです。そうしておいすが、この人が岐阜へ転勤する、こういう現象が起きたわけなんです。わざわざ転勤するものならば、何もそんな、こういう社会的に注目している問題についてこれはあとの検事正にしかるべくお願いするのが当然だし、転勤の直前にそういうことをされている。

それから第一、せっかく取り調べを始めた検事を何がゆえに担当をかえるかというのです。これもわれわれには理由がわからぬわけなんです。なぜかえたのか、このことは刑事局長のほうでもおわかりに——そういう経過は御存じでしょうが、しかし、なぜかえたのだらうかという点については、あるいはよく調べておられないかもしれない、私が、調べておられたら率直にひとつ、想像ではなしに、これはこれこれこういう理由なんだというのをはつきりしてほしいと思うのです。僕らはもう関係者としては非常にこの点は遺憾に思っているのです。どうでしょうか。

○政府委員(竹内寿平君) ただいま二つの点について御質問がございましたが、最初の第一は、着手すると表明をしたのにしなかったという点についてはいきさつ、第二は主として検事の交代の点でございまして、そのいずれも私は事実上は事実として承知いたしておりますが、具体的にどういふ事情でということにつきましては私も確認をいたしておけません。したがって、調査をいたしましてお答えを申し上げるはかないわけでございますが、亀田委員の仰せになるように、事件が消極になるというこのために向かって今のような措置がとられたとは、私は先般検事正に会いました、そういう印象はさらに受けていないのでございまして、したがって、そういう点について事情までも掘り下げて聞くということを実はしなかったわけでございます。検察官の担任事務、それから着手するかせぬかというようなことは、すべて全く純粹に事務的に検事正の判断でやったことだと私は思いますが、な

お、その点を調査をいたしまして申し上げたいと思います。

○龜田得治君 そういう点も、私たちが勝手な想像をして非難をしてはやはりいけないと思ひますので、その理由はこうなんだというのを明確にしたいだいた上で、私としては決定的な意見を申し上げたいと思つておるわけなんです。関係者はいろいろのことを言いますが、そういううわさで私たちが判断していいはずのものではないでございせんので、ぜひひとつその点ははっきりしてほしいと思うのです。

そこで、第三点になります、そういう検事正の交代、担当検事の取りかえという点でございまして、案の定、調査が鈍ってしまったのです、現実。そこでまた関係者のほうから私たちに對しても、正規の機関を通じて、党の本部にも再度要請が来る。こういうことがありまして、八月の十七日に熊本に、私、行きましたときに、新しい検事正に会つて要請をした。それからちやうどそのころ社会党の遊説がありまして、河上委員長以下が熊本に行きましたので、これは党の役員会でもきまつておる問題である関係上、成田政審会長と戸叶参議院議員が検事正にやういふ会つて要請しております。それで、そういうことがありますと、また少し活発になるのです、調査が。で、八月の下旬に伊津野検事が相当積極的になつて取り調べを始めております。しかし、これは検事がかわつた関係もありまして、前に苑田検事が調べた岩永とか、板井とか、そういう人々を再度調べを始めておる

わけなんです。こういうことも全く、検事を取りかえるから、こんなむだなことをしなければならぬわけでは——しかし、それにしてもそういう調べを開始した。で、私たちが、これは要請なり陳情のしがいがあったのだというふうに感じていたわけなんです。ことに八月の下旬に岩永や板井をお調べになったときには、強制捜査に踏み切るといふ印象を告発人たちにむしろ与えておるくらい強い態度を今度は持つておられた。それは、どういふ点を申し上げるのかといひますと、検察官のほうから、会社の書類の保管場所、こういうものも聞かれる。口頭だけじゃだめだから、図面を書かされた、また書類を押収するとして、一体ミカン箱どれくらい要るだらうといったような質問までされておるわけなんです。そうして、ひとつこつちもやるから、君らもひとつ協力してくれ、こういうあいさつまで受けて、これはいよいよいさかりやってもらえるのだ、こういう感じがみんなが持っていた。ところが、また月が明けて九月に入りますと、その空気が変わってきたわけなんです。八月に言ふたことがえらく違ふ。告発人たちがたまにかねて、どういふわけだということ、担当検事に会つたところが、告発された事件は二つとも大体証拠もそろつておるし、人についてもこれ以上突っ込んで調べる必要がないように思ふ。こういう返事を受けて、実は非常にあせんとおるのです。いよいよこれからだと、こう思つておるのに、何かもう済んでしまったやうな、そういうことをおっしゃつて

おるわけなんです。それは言葉は多少違いかもしませんが、こちらの人としては聞き耳を立てていつておるわけですから、そんなに意味を取り違えることはないと思います。ところが、報告書を見ますと、まだ引き続き必要な捜査を続けるといったようなことが書いてある。一体どこに本心があるのか、おけがわからぬわけですが、関係者から見ると、そこでお聞きしたいのですが、実際こういう捜査の方法等については、これは告発事件としては非常に重要なことです。強制捜査をやるとかやめとかいったようなことは、これは私も専門家の一員ですから、そういうことはよくわかる。しかし本件については、もう、そういう点の秘密性というものはほとんどないようですね。だから、ここで御質問申し上げても、そんなことは、それによって特に有害だ……本来ならば、もうそんなことは告発人にも知らしてもらえない、だれも知らない、検察官の独自の判断でさっさとやっていく。武州鉄道で示されたような、ああいうあざやかなやり方をわれわれとしては期待するわけなんです。ところが、本件は新聞は書くわ、ああでもない、こうでもないわで、すっかり明るみに出てしまっておるのですね、そういう意味では、だから多少お聞きしても差しつかえないと思いますが、八月の下旬に強制捜査に踏み切る考えを持っていただいたものが、その後たいした捜査上の変化もないのに、もう強制捜査は必要ないのだ。どうしてもそういうふうに変わるのか、そこです、これは、それはその担当の検事がそう言うても、検察庁の全体で合議したら、それ

は必要がないということになったというのか。それはど全体の合議でひっくり返るような意見であれば、そんなことを軽々しく関係者に言うべきものではないですね。いずれにいたしましても、そういう態度の変更という点について、非常な私たち疑惑を持つのです。持たざるを得ぬのです。そうして告発人にそういうことを言っておきながら、それに対する何らの釈明もされない。会社のほうでは、もうあの事件は終わったのだという放送が一方からは出てくる。それを機会にして、正義感に燃えてこういう問題を検察庁に持ち出した諸君に対する圧迫というものが出てくる、こういうことになってきているんです。で、最近検事正に刑事局長直接お会いになったようでありますが、そこら辺の態度の変化はどうして起きたのか、もう十分証拠が収集されたから、もうそういうことは考えないということなのか。報告書によりますと、いざれとも断定されておられないように書かれておりますが、まあこんなことはどっちでやるのかというのを刑事局長に直接聞くのは無理かもしませんが、ただ、やると、こう組合の責任者に言われたから、こちらが聞くわけなんです。そういうことはもうみんな伝わっているわけですから、だからありのままにおっしゃってらっしゃる、私はそんなことは、本件に関する限りは、どうこうということはなからうと思えます。か、その点をもし究明されておられたら一つお答え願いたいと思えます。

○政府委員(竹内寿平君) 主任検事の言動でございしますが、これは私もなせそういうふうなことを関係者に言ったであろうか、私も疑問に思っておりまして一人でございしますが、先般検事正に会いまして際に、言動が関係者にいろいろなふうにとられておるようなんだが、どういふ点か、そういう点はまずいんじゃないかという点を申しましたところが、検事正は頭からこれを否定しておりまして、そういうふうなことを主任検事が言うわけはないし、また強制捜査をこれからやりますというふうなことを関係者に予告してやるなんていうことがあろうはずがないし、またこれで調べが終わったなんていうことも、現に終わっていないのであって、そんなことを検事が言うわけがないというところであります。一々それはごもつので、むしろ今亀田委員の仰せになつたようなことのほうが非現実的な言い方のように、私には思われるのでございします。このことは亀田委員にも別の機会にも申し上げたつもりでございしますが、そこでそういうふうな信じます理由として、現に関係帳簿につきまして鋭意検討しておるのでございまして、もう調べる人もないとか、調べものもないとかいうようなことを言うはずがないのであります。正確にここで申しますことをはばかりますけれども、なお相当な日時をかけて捜査をしたいということが検察当局の意思でございします。したがって、関係告発人といいたしましては、この事件の成り行きを非常に心配し、注意して見守っておりますので、検事の不用意な言動からいろいろに御想像をなすたかとも思いますが、それもまた無理かたぬことだとは存じますけれども、捜査の本筋としましては、さようなこと

はあるはずがない。現に鋭意捜査をいたしておるというのが現状でございします。

○亀田得治君 まあ報告書によっても、なお引き続き必要な捜査を進めている。となつていますが、これは大体の見通しは、いつごろまでに終了できようかなことでしょうか。

○政府委員(竹内寿平君) これは具体的に私のほうから申し上げるわけには参らないのでございしますが、この種の事件、一般論で申し上げますと、やはりただ横領したか、詐欺されたかというふうなことで調べが進むものでないことは、亀田委員もよく御承知のこととおりでございまして、問題は、この帳簿の上でどういふ金がどういふふうな動いておるかというのを確認いたしまして、その上でその金の使途の追及になるわけにございします。その金の使途の過程においてあるいは横領になるか、あるいは背任行為になるか、詐欺になるかといったようないろいろな問題が出てくるのであって、その点をまず基本的な帳簿の捜査をし、それから関係者に責任をもってその点について答えてもらうというところから事件が固まってくるように思うのでございします。この事件もおそらく同種の事件だと思ひますので、相当期間を要するものと私は考えております。

○亀田得治君 まあともかく、これは去年からずっと注目されておる事件でありますので、法務省のほうで、そこら辺の見通しですね、これを確かめてもらうことはできますか。まあこまかい点は抜きにして、大体いつごろのめどをもってやっておるか、どうでしょう。

○政府委員(竹内寿平君) その見通しを大臣のところに報告を求めることはできますが、この席でお答えを申し上げることははばからせていただきたいと思ひます。

○亀田得治君 まあ、この席でお聞きしないかもしれませんが、ともかく、こういうふうな右へ行ったり左へ行ったりしてきた関係もありますので、そういう点だけはやはり確かめておいてもらいたいと思ひますね。直ちにここでお聞きすることはいたしませんか。

それから、本件につきまして強制捜査ができないですと来た関係上、相当この証拠が隠滅されたのではないかと疑いがたくさんかかっておる件なんです。私はこの点については、捜査の進め方としてむしろ最高検に注意をさせていただいてもしかるべき案件ではないかと思ひております。どういふ点をいいますかという、先ほどちょっと申し上げましたように、実際にこの会社の中でお金をあずかっている人たちの身分をどんどこかえていくわけなんです。かえていくのです。で、その人が証人なんです。実際にその人がその領収書をほかからもらって、その領収書と引きかえに重役に金を渡すといったようなことをやった人たちなんです。これは、もちろん命令でやるわけなんです。だから、これが一番の生きた証人なんです。そういう関係の人が、こういう捜査が延びている間に、三月一日から八月二十日までの間に、重要な人が六名も外部へ全部出されてしまった。これは検察庁としては大きな失態じゃないかと思うのです。こんなことは予見できるこ

とだと思ひますし、これは私は一つ、それこそ大臣のいい意味での指揮をするという立場から見ても検討してほしい。

で、外へ出された人の名前を具体的に申し上げておきましょう。三月一日に長尾二郎——これは元経理部長で、すね。経理部の相当おえら方です。これが共済会という全く傍系の部署に追いやられた。この長尾二郎という人がその転勤させられるのに対して非常に不服だったわけですね。そういう無理なことをするのなら、自分として責任上その時点において会社の現金不足の状態というものを帳簿の上で明らかにして引越をすべきではない、こういうことを言うたにもかかわらずそれをさせない、させないのです。長尾二郎自身としてはもしそれをしなかったら今度自分がごまかしたことになるから、五百六十万円の不足分があるということを確認にして共済会の方へかわつておる。これは重要な証人なんです。それから先ほど申し上げた岩永直行、この人も経理部の会計課から共済会のほうへ転勤させられておる、これは五月二十二日です。それから高野兼道、これは六月一日にやはり経理部長から企画室長という方向へかわつておる。これは高野メモというものをお作りになって、真相はこうだということを書いておられる方です。それから五月二十二日に、板井敬治という人が経理部の会計課から健康保険組合のほうにかえられておられます。この板井さんメモを二冊作つておるのです。これが相当大切なメモなんです。今度はその板井さんが健康保険組合から去る八月二十日には天草の営業

部、島流しにされてしまったわけですね。で、この刑事局の報告書の中に、何か必要な関係者のうちにはすでに現地を離れているなどの事情により、取り調べに不便なようなことが書いてありますが、こんなことは関係者がずいぶん早くから検察庁に注意しているわけですね。それでこれだけ直接会計担当しておった人がほかへずつと出されて、今度は腹心のものだけをそこへ入れてやつておるの、これを黙って見ておる、私はこんな検察庁はほかにはない、一体どうなんですか、こういうことはどうしようか、これでいいでしょうか。

○政府委員(竹内寿平君) ただいま御指摘のような点でございますけれども、これはよく事情をまず調査をいたしまして、その上でその事実に基づいていろいろ判断をしなければならぬ、もちろん亀田委員の仰せのような事情であつたらうと私も思いますけれども、捜査の進行とこれらの人たちの転勤の問題とがタイミングが合わないために、非常に捜査がそのために支障を生じておるのだからどうか。もちろん取り調べが未了のものの中には、転勤をしたということも検察庁自身が指摘をしておるところでございますけれども、これが捜査のやり方として妥当な適切な方法であつたか、あるいは御指摘のようにならざるやうな方であつたのか、そういう点も調査をいたしまして、最高検あるいは高検等を通じて適切な指導措置をしていただくように取り計らいたいと思ひます。

わからないうちもかもしれませんが、しかしわれわれ関係者としては非常に注目しております。その結果が一体どうなつておるのかという点について疑いを持つておるのですが、それはどういふことかといふと、熊本の金店商で美宝堂という店がある。その店主は林敏夫という人ですが、この人は詐欺容疑の事件で逮捕令状が出ておる方なんです。それは本件とは別個な事件でそういう逮捕令状が出ておる。ところが、この産交と美宝堂という店とはいろいろ関係がありまして、本件も関係があるわけですね。どういふ関係かといふと、美宝堂の店の領収書で金が、会社の金が横へ流れる。そういう意味での関係があるのです。このことは告発人たちが検察官に出しておるいろいろな書類でも、ちゃんと出てくる問題なんです。だからそういう意味で非常に重要な点ですね。ところが、そういう関係があるのを知りませんが、検察庁のほうで美宝堂の林敏夫のおる場所が現在ではわかつておるのです。にもかかわらず、聞きお聞きしたところによつてもなお逮捕されなかつた、これはきわめて奇怪なことですが、そういうことが起きておるのです。わかつておるといいますのは、九月二十七日に告発人の今村という人が熊本の北警察署に別な問題で行つたわけですが、その際に美宝堂の問題を担当しておる勇川警部補が美宝堂の所在がわかつた、岡山にいた、こういうことをうっかり口をすべらして言つておる。われわれのほうとしては、検察庁から協力も頼まれておるのだから、当然それならば早くこれは逮捕さるべきじゃないか、こう思つておるのですが、どういふわけか、

いまだにそれがうやむやになつてしまつておる。はなはだこれは美宝堂の詐欺事件についてもそれはおかしいことだし、本件の関連から見るとよい疑惑を持つておるわけですね。これは調査をして、なぜわざわざ逮捕令状を取りながら、しかも場所がわかつておるのに執行しないのか、理由を明らかにしてほしいのです。

りませんし、また何らかの打ち合わせで行くのであれば全部の書類を持っていかれるはずだし、もし、こちらが提出したという重要な書類の原本が検事が交代している間にいつの間にかなくなつたというのでは、これはもう大へんなことです。で、まあおそらく伊津野検事のそのときの事務の何か書類の整理の都合で見つからなかつたということであれば、これはまあいいのですが、これは明らかにしてほしいのです。いいですね。

○政府委員(竹内寿平君) ただいまの件、調査をいたしまして御報告いたします。

○亀田得治君 それからもう一つ、お調べの上で答えしてほしいと思ふのは、先ほど申し上げた板井メモ原本が二冊あるのです。写しは私もここに持つてきておりますが、で、このメモの原本が紛失しているのじゃないか。これは検察庁にこちらが提出したので、告発人側からという疑いが若干あるわけなんです。といふのは、先ほど七月に一度検事が交代したといふことを申し上げましたが、その交代した直後に、新しい担任の伊津野検事にこちらの関係者が送つたものがあるのです。その際に告発関係書類とものを全部検察庁にあるものを見せられたことがある。ところが告発関係者として一番重視しておるこの板井メモの原本二冊といふものがなかつたわけですね。そこで検事に聞いたらわけなんです。ほかの書類はともかくとして、この大事な原本二冊といふものがここになつたのはどうしたことか。そうしたらそのときの検事は高検にでも行つていないのかといううなきわめて頼りない返事で終わつておるのです。しかして、本件については何も高検に援助を求めて捜査しておるようには聞いてお

ことも皆聞いておきますが、本年の七月八日ですね、岐阜に転勤される前ですが、野田検事は正が本件の被告人の竹林常務、こういう人たちが一緒に阿蘇観光ホテルでゴルフをやつて、そして夜はそこで会食をしておる、こういう事実があるわけなんです。ともかく、あつた地方の都市においてこういう告発事件のあるときに、一体検事正としてそういうことをしていいものかどうか。で、これは今日の招待は三井鉱山の招待であつたようなんです。したがつて、座交の重役だけじゃなしに三井鉱山の人も、あるいは関係の弁護士の方なり、そういう方たちもいたようなんです。ともかく新聞であつた会社側と労組側、株主側から騒がれておる問題を控えておるときに、座交の重役が一緒になることを知つておられるからそういう席に出る。これは私は不適当だと思ひます。これはひとつ法務大臣にちよつと見解を聞いておきたいと思ひます。そこへ出たという証拠は、その晩はちゃんとホテルに泊まつておるわけなんです。客室日報というのがあるわけなんです。その写真もちゃんとここにとつ

してみますと、検事正としては平素おそれなく私の上でおつき合ひをしておいた方かとも思いますが、その席へたまに三井鉱山のやはり招待で、産交の竹林常務が行つておつたのかもしれぬと思ひます。そうしてみますと、必ずしも直ちにその招待に應じてゴルフをやりに行ったのが悪いとも言いかねる。しかし、して言へば、最も大事なボストにおる方でございますから、李下に冠をたださずというような氣持から、もし全然知らずに、竹林常務が来ているということを知らずに行ったとしても、もしそこに来ているということがわかれば、なるべく早くその席を去るということが、さらに適切な行

ともな点もあるうかと思いますが、ともかくこういうことが大きなやはり話題になっているわけなんですから、これは一つ調べてほしい。たまたま招待を受けてゴルフに行ったところが、そこにいた、大臣もおっしゃるように、それならばなるべく早く帰つたらいいいのですが、食事を共にして、そうして「泊まった」と呼ぶ者あり、泊まらんでもいいわけですね、だから途中でやはり、そういうことがわかったら検事正としてはやはり慚まなければならぬ、ぜひこれも私は調査してほしい。

もう一つ、はなはだふに落ちぬことがあるわけですが、これも刑事局に一

つ調査してはしいのです。それは昭和三十四年の八月に阿蘇山上のロープ・ウェイの建設について会社の金をごきかしている。つまりそれほど金もかかへらんのに、かかったごとく見せかけてごまかしている。こういうロープ・ウェイ事件と熊本では言うておりますが、これが起きたわけです。で、当時高田検事が一生懸命この問題に取り組んだようですが、それが野田検事正の逆鱗に触れて転勤を命ぜられた。高田検事は涙を流して憤慨した。こういうことがいまだに熊本では伝えられているわけです。その後その事件は姻という検事の手に担任がえをされまして、結局不起訴処分ということで、結末が

交の顧問弁護士に逆に納まっている。そういう不起訴処分になって、ちゃんと事件が着落したときには産交の重役あるいは野田検事正、県警の本部長、これらが集まって、熊本に「おく村」という料亭があるそうですが、そこで大いに祝杯をあげた、こういうことも私たちが聞いている。事実だとしたら、これはまことにけしからんことでして、不起訴処分にした理由ですね、この点を一つはつきりしてもらいたいのです。これもお調べ願えるでしょうね。

○政府委員（竹内寿平君） 事情の調査

をいたしてみたいと思いますが、不起訴理由をここで申し上げることができないかとは、もう少し考えさせていだだいた上でできたいと思います。

○亀田得治君 それからもう一つ、昭

和三十四年十一月に、本件の告発人と

同じ今村が、九州産業交通従業員組合、産交には労働組合が二つあるわけです。もう一つの組合のはうの幹部の使い込み事件というのを告発しているのです。この事件は、先ほど申し上げた高田検事がやはり担任をしまして、強制捜査まで踏み切るという手はずで整えたときに、野田検事正からそれを差しためを受けて、結局不起訴処分になった。こういうふうな組合員の諸君には伝えられておるわけです。私、あんまり問題が熊本検察庁で多いものですか、まあ、こんなのはどうかと思いましたが、しかしまあ、そういうことを聞いている以上は、一切がっさ

す。それは熊本県北警察署の問題ですが、もと産交の従業員で清田しめ子女の方ですが——という方がいた。この人が今年の八月に産交の職員章をだれか、古いやつでしようが、それをもらつて、その職員章で不正乗車をした、バスに不正乗車をした。こういうことで会社から告発されたわけですね、こういう事件があるのです。これを九月に、今年九月に会社が告発をした。これは、それによる損害はわずかに二

十円と、こう聞いておるわけですが、そ

ういう事件であっても、会社が持つてくるとさっそく取り調べにかかられる。まあ、ある意味では非常に職務に忠実だともいえるかもしれませんが、ところが、その取り調べの過程におい

て、実際はそうでもないにもかかわらず、

組合の委員長の今村からお前がそれをもらったのだろ、こういう誘導をやつて、そういうことを言わしめた事実がある。まことにけしからんことだと思ひますね。おそらく会社の意図といふものは、そのことを理由にして、どうも今村委員長というやつは会社になたてつくから、あいつを首にしてやろう、そういう意図から出ているのじゃないかと思ひますが、会社がそういうことをやる気持は多少わからぬでもない、警察までがそういうことに同調したような印象を与えておる。第一、普通二十円や三十円の損害で告訴状を持つていくのがありますかね、この事件は

たいと思います。

○亀田得治君　じゃ、たいへん時間をとりましたが、まあ初めての質問の中で相当具体的なこまかいことを、実はお聞きしたので、それから即答できない点が多々あったことは、私は当然だと思ふのです。ただまあ、檢察の威信とか何のとか言いましても、あるいは公平、公正にやっているとか言いましても、結局は具体的なケースというものが一般大衆にとっては大事なわけでして、これだけ数々いろんな疑惑を起こさせる

という本件につきましては、ぜひひと

つ明らかにしてほしい。これは實際従業員の人たちの気持を聞いて、みますと、自分たちの働いているところのほろを持ち出すことに結果においてはななるわけなんです。これがうやむやにされたら、お前たちは恩知らずだと逆了今度は非難を受けかねないわけですね。だからこれははっきりしてもらわないと困るわけなんです。私たちもそういったような点、もっと、その背後

にはいろいろな労働組合と会社との団体交渉の關係なりいろいろあるわけですが、できれば私たちがいろいろの陳情なり要請した、そしてまた最高検に行つたて高検に行つたて、決して陳情にこれら趣旨について否定的なご意見を受けたことがない。ところが地元のほうがいりんなさういうことで埋まっています。だから、ぜひひとつ私がいろいろ御指摘申し上げた点、お調べをいたして、ひとつできれば大臣の御見解などもおつけ願つて、適当な機会にひとつ御報告をしていただきたいと思います。お願いいたします。質問を一応本日は終わります。

○松澤兼人君 今に關連いたしますけれども、私がお願いいたしました、産交労働組合告発事件の調査状況について最後に調査状況というものがございいます。この中で亀田君も触れられているわけですが、必要な関係者のうちすでに現地を離れているという事情が書いてあるわけなんです。このことは先ほど亀田委員が申されましたように、会社側としては会計あるいは経理というものの中心にいた人たちはあるいは共済会の方へ配転したり、あるいは地方のバスの事業所へ転勤させたりして、できるだけ関係のところから遠く離して、検察庁が実際に調べたりするのには不便であるというふうなところに配置転換をしているのであります。その前歴を考へてみますと、いかにも金銭出納の責任にある者が会社側から報復的な取り扱いを受け、かつまた、その結果として検察庁が取り調べの上に非常に遠いところにいるから、調べが困難であるというふうな印象を与える結果を招来している

わけなんです。ですから私はこれは早く調べていけば、こういうことにならなかつたと思ひますし、かつまた、たとえ遠方におりましたも、それぞれあるいはメモを作つたり、実際の事情を担任者として詳細に知っておる人でもありますから、多少の不便はありましても、検察庁のほうとして鋭意調査に当たられるということであれば、熊本といえは離れていることは離れているわけですが、それでも、実際に調べられないことは、あるいは産交バスに直接おらなくても外郭の共済会におるわけですから、前の会計出納の事務からは離れているにしても、調べる気があれば調べることはできるわけなんです。こういうことが私は調査は未了であるということの理由にならないと思ひます。この点はいかがです。

○政府委員(竹内寿平君) 仰せのとおり、遠隔の地に関係者がいるということと、それだけでは遅延の弁解にはならないと、私も同感でございます。問題は調べる意思があるかないかという点につきましても、調べる意思があるにきまつているのでございまして、これは法律上の検察官に課せられた義務でございます。したがって、調べる時期をいつするかという、その帳簿上の捜査の進展状況によつてきまることが多いと思ひますので、ここで遠隔の地で関係者を調べられないということが書いてございしますが、これはまあ向こうからの報告をそのまゝここに列記いたしましたものでございまして、これのいい悪いということとはまた別に判断を要する問題だと思ひます。

○松澤兼人君 今、局長から理由にならないということをお話があり

ました。私もこれだけでわれわれを納得させるような理由にはならないと確かに思ひます。事件が事件でありますから、やはり早く強制捜査というふうなことに切りかえないと、一々書類が完全に保管されているわけではございませぬし、証拠隠滅というふうな措置がとられるかもしれない。これはもしもどんなに検事の方々が確信をもつておやりになったところで、一々伝票がそろっていないければ、これはどうにもならないわけでありまして、一枚でも二枚でもそれを破つて捨てたということになるれば、自然捜査というものが停滯するので、せつかくこれがきめ手だと思ひているものがきめ手にならないことになると思ひます。強制捜査というものがこの事件の唯一のきめ手ではないと思ひますけれども、だれが考えても、会社の帳簿なり、あるいは伝票なり、あるいは領収書なりというものが、この事件の黒白を決定する材料であるというふうに考えられるのでありますから、こういうような場合には、強制捜査というもので必要なものは早く押えておかなければならないと思ひます。この点は強制捜査というものが、こういう事件についてどの程度までのきめ手になるのか、あるいは関係者を個人的には呼んで話を聞いて、それできめ手になるかどうかというふうな問題、これは局長としてはどうなふうにお考えでございませう。

○政府委員(竹内寿平君) 具体的な事件によつて方法手段も異なるわけでございますが、本件のような帳簿の調査を待つて初めて、ある犯罪事実、横領金額等をきめていく、あるいは横領になるか、詐欺になるか、あるいは背任

になるかというふうな問題、こういういふゆる私ども術語でよく会社事件と申しておりますが、このような会社事件の取り調べにあたりましては、場合によりましては今御指摘のような強制捜査も使うわけではございまして、本件につきましてはかなり帳簿は検察庁において、もうすでにとつておるというふうなことでございまして、そのとつておる帳簿に基づいて、今調査をしておるやに伺つておるわけでございしますが、これはまあ、必ず強制捜査で押収しなければいけないという性質のものではなくて、あるいは段階的にそういう結果になるかもしれないが、今この段階におきましては、手に入つております帳簿についてのたんなんな調査ということが続けられておるやに承知してございします。将来、これは強制捜査に移ることも考えられますが、あるいは任意の捜査でも十分目的を果たして、押えておる帳簿で目的を果たすこともあり得るわけではございします。これは具体的な事件によつてきまるのでございしますが、会社事件におきましては、何と申しまして、人を調べる前に帳簿を洗うということが捜査の大事な手段であるわけではございします。

○松澤兼人君 今、局長がおっしゃつたことは、よくわかるわけなんです。が、亀田委員から指摘されましたように、重要な板井メモですか、二冊のものが前の苑田検事から、あとの伊津野検事に移つた場合に、その重要なメモというものがあつたのかどうかからぬというふうなことは、非常に無責任な話で、これはおそろく苑田検事に提出したので、これは要求があつてそれを書いたのか、いづれにいたしま

しても、告発人あるいは関係者のほうから言へば、これはもうきめ手のメモである、証拠書類であるということ、それこそもう精魂を入れて作つたものだと思ひます。きめ手になる書類がなくなつてしまつたということでは、これはもうこの告発事件といふものが将来どういふふうになるかということとは、推して知るべきではないかと思ひます。非常に告発人なり、あるいは関係者なりというものが、この事件の黒白について関心を持っている。それがメモの紛失事件といふものを、もし起こしたとすれば、これはもう重大な責任の問題だと思ひます。先ほど亀田委員からお話がありましたが、うに、なくなつておるのか、なくなつていないのかということ、これはひとつ局長としまして、十分に検討をしていただきたいと思います。やつていただけたらいいです。

○政府委員(竹内寿平君) お預りしております証拠品が、たとえそれが重要な証拠品であつてもなかつても、紛失するといふようなことは、これはきわめて重大な責任問題でございします。役所の手続としまして、必ず番号を打つて、その手続も大臣訓令によつて定められておるのでございまして、そういう手続を踏んで処置してはいるはずでございます。私は紛失などはしてはいるはずがないと考へておられますが、なお調査をいたしまして、お答えする機会にはお答え申し上げたいと思ひます。

○松澤兼人君 なお、この本件の捜査が進まないという理由としまして、第一の告発事件と第二の告発事件とが、時期はずれておりますけれども、一緒に出てきたと、告発される被

告発人は同じ会社であるということ
で、からみ合っているというこ
うお説であります。この二つの問題
は、内容的に言えば全然違ふ問題で、
関連はしてあります。被告発人が同
じであるという事で関連はしてあり
ますけれども、これはもう明らかに第
一の事件と第二の事件とは告発の性質
というものが違つておるわけです。で
すから、これは二つが一緒であるから
非常に捜査が進まないのだということ
は、私は言えないと思うのです。局長
は、この問題について、第一の事件も
第二の事件もよく御承知だと思つたの
です。しいて、これをからまなければな
らないという理由は、どういふふう
にお考えですか。

○政府委員(竹内寿平君) 実は私、こ
の両事件がどういふふうな具体的証
拠等の関係でからみ合つておるのかを
つまびらかにいたしておらないのでご
ざいます。しかし、ここに、簡単に
ございます。告発事実を掲げて
ありますように、第一の(白)の事件、第
二の(白)の事件は、大体業務横領だと思
いますが、業務横領に関する部分で
ございまして、あるいは重複したものも
あるのではなからうかという事は、
これは私の全くの余談でございますけ
れども、そういう感じを持つのでござ
います。現地の検察当局といたしまし
ても、この点は相互に関連しておる
いうことを申しておりますが、だから
遅延の理由とはしておらないのであり
まして、両事件を合せて合一に解決
がつくように鋭意捜査を進めておる
と、こういうのが検察側の意見でご
ざいます。

た申し上げるわけでありまして、これ
も、この事件は、先ほど亀田委員から
お話がありましたように、一方では、
組合関係者については、配置転換と
か、いろいろ会社の方針として、事実
を知っている人たちは、遠い所に、あ
るいは関係のないところに転勤させ
る。また、告発人である産交バスの委員
長に對しましては、先ほどお話があり
ました、取るに足らないような問題
を、しいて委員長長の責任であるかの
ごとく追及して、肝心の告発されてい
るほうに對しましては、われわれ考えま
して、非常になまぬるいような態度で、
強制捜査もやらなければ、あるいはま
た他の証拠隠滅を防ぐというふうな方
法もとられていない。一方に對しては
非常に厳重であつて、一方に對しては
非常にゆるやかであるという、こうい
う態度が、われわれいろいろ書類を読
んでみまして感ずるわけでありまして。
これこそ私は、検察の威信とか、ある
いはまた法の尊厳とかいふことから考
えてみるならば、非常にえこひいきの
ことであるが、法の前に平等であ
るというところが、もし事実であるとい
たしますならば、会社に對しまして
も、あるいは労働組合に對しまして
も、平等でなければならぬ。大きい
ものに対しては非常にゆるやかであつ
て、小さいものに対しては非常に厳格
である、こういう考え方は、まあ法
務大臣としてはお持ちにならないと思
いますけれども、末端のこういう個々
の事件を取り上げてみますと、いかに
も何か片手落ちのような、そうして意
識的に、片方に對しては非常にゆる
やかであり、片方に對してはきびしい。
われわれも、裏面的に考えてみれば、

いろいろと、この会社の背後に、ある
いは事件の背後に、政治的な動きがあ
るのではないかとしようなうに理
解される節もあります。そういう政治
的な力に屈服するやうなことであつて
は、それこそ検察の威信というものを
全うすることができないわけでありま
す。私は、そういうことでなしに、鋭
意捜査を進めていって、必要の方法は
全部早急にとつていただきたいとい
うことを申し上げたいと思ひます。

○林田正治君 私には、この会社の
所在地である熊本は自分の選挙区であ
りますところの立場も考えまして、今
までいろいろ論議されました事柄が、見
ようによりましては、これはほんとう
に検察当局に對する不信を表明された
ようにも考えられますので、またこ
の会社は私どもの県におきましては最
も有力なる会社でもありますので、会
社の信用という立場からしまして、ま
た検察庁当局の威信という立場からし
まして、私はどうかこの事件を、検察当
局にいたしましては、すみやかに厳正
公平なる立場によつて解決せられんこ
とを、私はただ希望いたしました。こ
私の質問じゃございませぬ、その点を
心から希望いたします。

○大森創造君 一言刑事局長にお尋ね
しますが、今まで質疑をなされた経
過を聞いてみますと、単に裁判
がおくれているというより以上
に、いろいろな問題が伏在しているよう
に思ひます。さつき亀田さんのお話し
によると、この以前の問題で
か、ある料亭へ検事正初め関係者が集
まつて、どうのこうのというお話も聞
きましたけれども、刑事局長がその権
限において調査をされる場合には、単

なる事実を事実として報告を聞く、そ
の担当検事なり検事正なりの話をその
まま聞くというのでなしに、総合的
な判断のもとに、これはどうも妥当で
ないとか、あるいは、これほどおくれ
ているのは不適切だとかいふふうな総
合的な判断のもとに、検察のあるべき
姿というものを示しになるような意
味の調査でございませうか。

○政府委員(竹内寿平君) まず第一
に、私が調査をしてみたいと思ひます
ことは、今お述べいただきましたよう
なものもろの点について、そういう事
実があつたか、ないかという事実の確
定の問題でございまして、それから第
二に、調べて、こういう事実があつたとい
う場合に、その事実をどう評価するか
という最後には大森委員のおっしゃ
った点に触れると思ひますが、この両者
につきまして、しかるべき筋を通して
調査をさせ、私どもとしてはその正式
の報告を得たいと、かように考えてお
るわけでありませう。

○大森創造君 くだいようですが、そ
の担当検事や検事正というものは自己
の職務に忠実にやつてきた、書類の上
でもあるいは手続規定の上でも不備は
なかったという事で、その意味での
釈明がされると思ひます。事実がその
とおりであつたら、そのとおりでも
けつこうだと思ひますが、そうでない
場合の判断は、刑事局長において適当
になさるおつもりですか。

○政府委員(竹内寿平君) 私も適当な
判断を加える責任があると思ひます
が、それより前に監督官庁である福岡
高等検察庁の検事長はどう考えるかと
いうことを、しんしゃくいたしまして、
私どもの立場からおのずから判断を加

えていきたい、かように考えておりま
す。
○委員長(松野孝一君) ほかに御質疑
ございませうか。……本件に関する本
日の調査はこの程度にとどめます。次
回は、十月十九日、午前十一時より理
事会を、午後一時より委員会を開会
いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十四分散会

昭和三十六年十月二十五日印刷

昭和三十六年十月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局